

# 地方公会計固定資産台帳精緻化業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

藤 崎 町

## 1 目 的

この要領は、藤崎町（以下「町」という。）が発注する「地方公会計固定資産台帳精緻化業務委託」について、公募型プロポーザルにより、委託予定事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 業 務 名 称   | 地方公会計固定資産台帳精緻化業務委託（以下「本業務」という。）  |
| 委 託 期 間   | 契約を締結した日の翌日から令和9年3月23日まで         |
| 業務の内容等    | 別添「地方公会計固定資産台帳精緻化業務委託仕様書」のとおり    |
| 見 積 上 限 額 | 5, 9 4 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む） |

## 3 選定・評価方式

（1）公募型プロポーザル方式

（2）評価方式（詳細は、「14 評価方法」を参照）

提案書、プレゼンテーション及び見積金額による総合評価方式

※プロポーザル参加事業者（以下「参加事業者」という。）が1事業者である場合においても、上記方式による評価を行う。なお、選定の結果、提案が一定の基準に満たないと判断された場合には、委託予定事業者の決定を行わないこともある。

## 4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- （2）監督省庁から業務停止処分を受けている期間中でない者
- （3）国税、地方税等を滞納していない者
- （4）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てを行っていない者
- （5）藤崎町暴力団排除措置要綱（平成24年藤崎町告示第71号）による排除措置を受けていない者

## 5 事業者選定スケジュール

選定に係るスケジュールは次のとおりとする。

| 内 容        | 期 日                       |
|------------|---------------------------|
| 参加申込書の提出期間 | 令和8年9月14日（月）～令和8年9月30日（水） |
| 質問受付期間     | 令和8年9月14日（月）～令和8年9月30日（水） |
| 質問回答期限     | 令和8年10月2日（金）              |
| 企画提案書提出期限  | 令和8年10月8日（木）              |
| プレゼンテーション  | 令和8年10月13日（火）             |
| 事業者決定通知    | 令和8年10月中旬                 |

## 6 書類提出について

### (1) 「公募型プロポーザル参加申込書」(様式第1号)

「公募型プロポーザル参加申込書」(様式第1号)に必要な事項を記入し、次の添付書類を付して提出すること。参加申込み後に辞退する場合は、「公募型プロポーザル参加辞退届」(様式第2号)を提出すること。

ア 添付書類(各1部): 会社概要の様式は任意、規格はA4版とする。

- ・会社概要(所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの)
- ・登記事項証明書(3か月以内のもの。写し可)
- ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(3か月以内のもの。写し可)

イ 提出方法: 持参又は郵送(郵送の場合は令和8年9月30日(水)午後5時必着) また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF形式のデータを提出すること。

ウ 提出先: 藤崎町財政課財政係

〒038-3803

青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

電子メールアドレス zaisei@town.fujisaki.lg.jp

エ プレゼンテーションの実施要請

提出された書類等により、参加資格要件を確認し、公募型プロポーザル参加申込書の提出者全員に審査結果を電子メールにて通知し、参加資格要件を満たした者には、企画提案書等の提出とプレゼンテーションの実施を要請する。

### (2) 「企画提案書等提出書」(様式第4号)

「12 企画提案書作成要領」の要件を満たす提案書に提案書表紙(様式第4号)を付し、A4ファイルに綴じてファイルの表紙及び背表紙に事業者名を記入して7部(原本1部、写し6部)を提出すること。

ア 提出方法: 持参又は郵送(郵送の場合は令和8年10月8日(木)午後5時必着)

また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF形式のデータを提出すること。

イ 提出先: 藤崎町財政課財政係

〒038-3803

青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

電子メールアドレス zaisei@town.fujisaki.lg.jp

## 7 質問書及び回答について

本業務に関する質問がある場合は、「質問書」(様式第3号)を提出すること。

ア 提出方法: FAX又は電子メール

イ 提出・送信先: 藤崎町財政課財政係

FAX番号 0172(75)2515

電子メールアドレス zaisei@town.fujisaki.lg.jp

ウ 回答方法: 令和8年10月2日(金)までに、公募型プロポーザル参加申込書の提出者全員へFAX又は電子メールで回答する。

## 8 選定委員会の設置

プロポーザルを実施するに当たり、参加事業者を公平かつ公正に評価するため、「地方公会計固定資産台帳精緻化業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) プロポーザルの実施要領等に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 選定委員会に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (5) 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合
- (6) その他選定委員会において不適当と認められた場合

## 10 契約について

契約は次のとおり行うものとする。

- (1) 契約書は、藤崎町と委託予定事業者（最優秀提案事業者）で協議して作成するものとする。
- (2) 契約内容についての協議は、委託予定事業者決定の通知をした後、速やかに行うものとし、契約条件等で合意にいたり次第、契約を行うものとする。

## 11 見積書及び経費内訳書の提出

- (1) 見積もりは、任意様式の見積書により行うものとする。また、見積書に記載した経費の内訳を区分が分かるように記載した経費内訳書を添付すること（消費税及び地方消費税を含む）。
- (2) 見積もりは、「2 業務の概要」に留意し作成すること。

## 12 企画提案書作成要領

提案書は、「地方公会計固定資産台帳精緻化業務委託仕様書」に基づき作成を行うこと。なお、提案書の構成は次のとおりとし、A4版（縦・横は自由）30ページ以内、長辺綴じ、両面印刷とすること。

### (1) 一般事項評価

#### ①本業務の実施方針及び業務実施体制

- ・本業務委託の背景及び目的を踏まえ、提案の概要を記すこと。
- ・事業者の実施方針及び業務実施体制（組織体制、役割分担（管理責任者及び取担当等）、配置人員（雇用形態、経験内容・年数、勤務体制、本業務に有用な資格等）を記すこと。
- ・本業務のスケジュール（作業工程ごとの実施及び町との業務分担）を記すこと。

#### ②経営状況

- ・事業者の財務状況について記すこと。  
（財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）でも構わない。）

#### ③業務実績

- ・他自治体での同業同類の業務の受託実績について、発注者、業務名称、業務内容、受託期間、契約金額等を記すこと。

## (2) 技術評価

### ①固定資産台帳精緻化

- ・建物本体と附属設備が一体となって登録されている資産の精緻化をはじめ、固定資産の精緻化の方法について記すこと。
- ・記載項目が不足している資産の精緻化の方法について記すこと。
- ・その他固定資産台帳を精緻化する方法について記すこと。

### ②公有財産台帳統合

- ・公有財産台帳の情報を固定資産台帳に取り込む方法について記すこと。
- ・公有財産台帳の情報を固定資産台帳に取り込んだ後に、固定資産台帳、公有財産台帳、備品台帳として活用できるようにする仕組みや方法について記すこと。

※必要があれば、技術評価の提案のために、参加事業者に令和6年度末時点の固定資産台帳データ及び公有財産台帳データを提供する。

## (3) 加点となる取組の評価

### 追加提案

- ・本業務の目的（財務書類の信頼性向上と資産管理の効率化）を達成するために、独自の技術提案や創意工夫する事項があれば記すこと。
- ・精緻化した固定資産台帳を、公共施設マネジメントや公有財産管理などに活用する提案があれば記すこと。

## (4) 提案見積金額の評価（金額評価）

### 提案見積金額の妥当性

## 13 プレゼンテーション（企画提案書説明）要領

プレゼンテーション（企画提案書説明）は次の要領で行うこと。

(1) プレゼンテーションへの参加人数は3名までとする。

(2) 所要時間は30分程度を目安とすること。

プレゼンテーションは、企画提案書の項目順（「12 企画提案書作成要領（1）一般事項評価から（4）提案見積金額の評価」の順）に行うこと。

(3) 提案者の各項目についての説明を終えた後、10分程度の質疑応答を行うものとする。

(4) プレゼンテーションに機材を使用する場合は、プロジェクター、スクリーンを除き、参加事業者が準備するものとする。また、インターネットは提供しない。

## 14 評価方法

(1) 評価は、提案書、プレゼンテーション及び見積金額の総合評価により行い、最も得点の高い事業者を委託予定事業者（最優秀提案事業者）として1事業者選定する。

(2) 評価点は最高100点とする。内訳として企画提案審査（一般事項評価・技術評価・加点となる取組の評価 配点90点）と金額評価（見積金額 配点10点）とする。

(3) 企画提案審査及び金額評価は、評価項目ごとの選定委員会の委員による評価点の平均値を採用する。（小数点以下切り捨て）

(4) 企画提案審査の参加事業者が1者の場合であっても、審査会を開催し、選定を行う。評価点が総合計の60%（60点）を下回るときは、その企画提案を採用せず、失格とする。

## 15 評価項目及び評価ごとの配点

(1) 評価項目及び評価項目ごとの配点は、次のとおりとする。

| No. | 評 価 項 目          | 配 点  |
|-----|------------------|------|
| 1   | 本業務の実施方針及び業務実施体制 | 20点  |
| 2   | 経営状況             | 5点   |
| 3   | 業務実績             | 10点  |
| 4   | 固定資産台帳精緻化        | 20点  |
| 5   | 公有財産台帳統合         | 20点  |
| 6   | 追加提案             | 20点  |
| 7   | 見積金額             | 5点   |
| 合 計 |                  | 100点 |

(2) 得点化方法

各評価項目を、次に示すA～Eまでの5段階評価を行い、得点化方法により得点を付与する。

| 評価 | 評価内容  | 得点化方法     |
|----|-------|-----------|
| A  | 極めて良好 | 配点 × 100% |
| B  | 良好    | 配点 × 80%  |
| C  | 普通    | 配点 × 60%  |
| D  | やや不十分 | 配点 × 40%  |
| E  | 不十分   | 配点 × 20%  |

## 16 審査結果の通知

選定結果については、委託予定事業者に選定された参加事業者には、「公募型プロポーザル選定結果通知書」（様式第5号）により、選定された旨を通知する。委託予定事業者に選定されなかった参加事業者には、「公募型プロポーザル非選定結果通知書」（様式第6号）により、選定されなかった旨を通知する。なお、選定結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 17 その他・留意事項

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、町と協議してこれを定めるものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類受付後の書類の差替・返却・再提出は認めないものとする。
- (4) 提出された全ての書類は返却しない。
- (5) 参加事業者からこの実施要領に基づき提出される書類の著作権は、町に帰属する。  
ただし、プロポーザルに関する報告のために必要な場合には、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、藤崎町情報公開条例（平成17年藤崎町条例第10号）に基づき提出書類を公開する場合がある。

## 18 プロポーザルに関する問合せ先

〒038-3803

青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

藤崎町財政課（担当：小山内、奥寺）

電 話 0172（75）3111（内線2211、2216）

0172（88）8243（直通）

FAX 0172（75）2515

電子メールアドレス [zaisei@town.fujisaki.lg.jp](mailto:zaisei@town.fujisaki.lg.jp)